

ウェルフェア イズ ラヴ💖

2025 年 1 月 30 日 号

最近の福祉におけるキニナル話題（福祉の旬トピ🌟）

1 月 20 日に大阪高等裁判所で、聴覚障がいのある女兒の逸失利益は、全労働者の平均年収と同水準と認める判決が出されましたね。

素敵な判決と思いますし、画期的な判決と言われていますが…。でも、本来そうであるべきなのですよね。

もし障害を理由とした逸失利益の減額を認めるならば…。国が進めている障害者雇用の推進を真っ向から否定することになる。いや、それどころか障害を持つ子どもたちや家族の、療育やハビリテーションの努力すらも否定することになる。もっと言うならば、昨今国が力を入れて取り組んでいる共生社会や合理的配慮の理念・政策とも対立することになると考えます。

確かに、障害があることで、現実的に考えた時に職業や職種の制約を受ける場合はあるかもしれないけれど、自身に適した職種で能力を開花させたりスキルを向上させたりすることは充分可能だと考えますし、今はまだ件数としては少ないけれど、障害のある方がアバターや分身ロボットの技術を活用して遠隔で接客等の仕事を行うというケースも現実に出てきています。今後これらのことが「普通のこと」となれば、（過剰な努力をせずとも）職業や職種の壁も超えられるかもしれません。8 時間勤務も可能かもしれません。

そんな未来が来ることを願いつつ、今回の判決が社会や企業にきっちりと浸透することを切に願いたいと思います。

💬 スタッフのヒトリゴト 💬

1 月 28 日に埼玉県八潮市で発生した道路の陥没事故…。

率直に言って、驚きました。ニュースで第一報を聞き、現場の映像を視た時はまず、「どうしてこんな事が起こったの？」という思いでした。下水道の幹線が破損したことが原因のようですね。救助活動も難航しているようで、落下したトラックの運転手の方も心配ですし、救助活動中にも新たな陥没が発生しており、影響が長期化する恐れもあるとのこと。まず何よりも、落下したトラックの運転手が一刻も早く救助されることと、救助隊員や周辺住民含め、これ以上の犠牲者が出ないことを祈りたいと思います。

♡LOVE のラブラブな実践♡

本日（1/30）の午後、琴平に行ってきました。この広報紙でも前号まで続けて周知させて頂いた、講演会「当事者が語る『ひきこもり』及び「小さな交流会」の本番前日の最後の打ち合わせが現地で開催されたので、ひきこもり支援関係者ネットワーク会議に参画している当事業所代表も参加しました。

改めて、当事者やご家族を迎えてのイベント等を開催する際の注意事項のレクチャー研修を受けた後、当日の役割別に、司会、受付、会場設営の3グループに分かれて最後の打ち合わせ。

当事業所代表は、有難いことに3年続けてひきこもり支援関係者ネットワーク会議に参画させて頂いているけれど、何度経験してもやっぱり「当日になってみないと、やってみないと解らない。」という思いになる…。

だけど、現地で同じ役割の方同士で顔を合わせて打ち合わせ出来たことで、仲間がいる心強さも感じる事が出来た☆

「やってみないと解らない」けれど、私自身も楽しみながら、明日参加して下さる方々にとって、心地よい、「参加して良かった」と感じて頂けるイベントになるように、仲間と一緒に尽力したいと思います。

県内の福祉イベント案内 他♪

2月16日（日）に、当事業所初のイベント（研修会）として、『障がいのある方々への合理的配慮について「障害者差別解消法」と「基本指針」を中心に』を開催致します。

<https://lovesocialworker.com/?p=514>

2月以降もお問い合わせ等（もし空きがあった場合は申込も含めて）対応させて頂きますが、一応1月31日〆切となっていますので、関心がおありの方はお早めにお申し込み下さいね。

ちなみに1月29日時点で9名の参加申込を頂いております♡ありがとうございます♡

発行 社会福祉士相談所 LOVE

住所 〒761-8071 香川県高松市伏石町1562番地 伏石ハイツ第1 201号

電話 090-7780-7565

メール you-19830818@outlook.jp

ホームページ <https://lovesocialworker.com/>

転載や拡散、配布大歓迎！！

来週号も乞うご期待♡